



平成 21 年 4 月 7 日

各 位

会 社 名 株式会社ビックカメラ
代表者名 代表取締役社長 宮嶋 宏幸
(コード番号：3048 東証一部)
問合せ先 常務取締役経営企画本部長
兼経理本部長 金澤 正晃
T E L 03-3987-8785

東京証券取引所への「改善報告書」の提出について

当社は、過年度の決算短信等を訂正した件について、株式会社東京証券取引所より、平成 21 年 3 月 24 日付で「改善報告書」の提出を求められておりましたが、本日、別添のとおり提出いたしましたのでおしらせいたします。

以 上

改善報告書

平成 21 年 4 月 7 日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 齊藤 惇 殿

株式会社カメラ
代表取締役社長 宮嶋 宏幸



このたびの平成 14 年 8 月期以降平成 20 年 8 月期までの個別決算及び平成 16 年 8 月期以降平成 20 年 8 月期までの連結決算を訂正したことに伴い、平成 18 年 8 月期以降平成 20 年 8 月期までの有価証券報告書等を訂正したことに関して、有価証券上場規程第 502 条第 3 項の規定に基づき、その経緯及び改善措置を記載した改善報告書をここに提出いたします。

1. 経緯

(1) 過年度決算訂正の内容

当社は平成 21 年 2 月 20 日に、個別決算につきましては平成 14 年 8 月期から平成 20 年 8 月期までの 7 年間の、連結決算につきましては平成 16 年 8 月期から平成 20 年 8 月期間の 5 年間の過年度決算の訂正を行い、当該期間の有価証券報告書等の訂正報告書並びに決算短信を開示いたしました。

(2) 過年度有価証券報告書等を訂正するに至った経緯

当社は、平成 20 年 12 月の証券取引等監視委員会の調査を受け、平成 14 年に実施した当社池袋本店ビル及び当社本部ビルの土地・建物の不動産流動化の会計上の取扱いについて、オフバランス処理することが不適切であり、当該不動産流動化の会計処理を金融取引としてオンバランス処理することが適切であるとの判断から、過年度決算処理の自主訂正を行い、上記期間の有価証券報告書等の自主訂正を行ったものであります。その旨平成 20 年 12 月 25 日付「過年度決算の訂正について」で開示いたしました。

(3) 過年度有価証券報告書等を訂正すべき事由を認識してから開示に至るまでの経緯

この度の過年度決算の訂正は、不動産流動化に起因する訂正と、連結子会社の範囲の見直しによる訂正の2つの訂正要因があります。従いまして、以下各々について決算訂正に至る経緯を記載いたします。

① 不動産流動化に係る不適切な会計処理について

平成14年に実行した当社池袋本店ビル及び当社本部ビルの土地・建物の流動化について、同流動化に優先匿名組合出資していた株式会社豊島企画の実質の出資者が当時の当社代表取締役社長であったことと同社の銀行借り入れに同氏が担保提供していたため、「財務諸表等規則第8条」に基づき子会社と認定いたしました。

その結果、当社と株式会社豊島企画の合算での当該流動化に対するリスク負担割合が5%を超過することになり、「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針（会計制度委員会報告第15号）」第40項リスク負担割合の規則に基づき、平成14年8月期に遡り、当該不動産流動化の会計処理を金融取引としてオンバランス処理することといたしました。

a. 当該事象を認識するに至った経緯

平成20年12月に証券取引等監視委員会の調査が行われたのを機に、監査法人内の協議結果に基づき、上述の会計基準（オンバランス）を適用すべきとの判断に至り、平成20年12月25日に決算訂正を行うことを決定し、同日付にて「過年度決算の訂正について」を開示いたしました。

その後、外部の専門家等の協力を得て会計処理上流動化対象不動産の売買がなかったこととし、金融取引による会計処理を行う過年度決算訂正作業を行い、平成21年1月16日付「過年度決算の訂正に伴う影響額について」にて過年度決算訂正の概算額を開示し、平成21年2月20日付にて該当期間の有価証券訂正報告書等並びに決算短信を開示いたしました。

b. 決算訂正に至った原因

本過年度決算訂正の原因は、平成21年2月20日付「調査委員会の調査報告（概要）および再発防止策の公表について」を開示いたしました調査委員会の報告書（概要）に記載したとおりであります。当社が未上場会社であったといえ、当時の役員ら3名が専門家やアドバイザーと打ち合わせる形で実行され

ており、何ら組織的な対応がなされていないこと、会計処理を行うことの重要性に関する認識及びコンプライアンス意識が不十分であったことが原因でありました。

c. 調査委員会の設置

当社は、平成 20 年 12 月 25 日に、本過年度決算訂正の原因究明及び再発防止策の提言を目的として、社外取締役を委員長とし、社外取締役及び当社と利害関係のない社外の弁護士から構成される調査委員会を設立いたしました。

調査委員会は、平成 21 年 2 月 19 日まで調査を実施、計 7 回の委員会開催を経て、平成 21 年 2 月 19 日に調査報告書を当社に提出いたしました。その概要は平成 21 年 2 月 20 日付「調査委員会の調査報告（概要）および再発防止策の公表について」に開示いたしましたとおりであります。

② 連結子会社の追加・関連会社の認定について

a. 連結子会社の範囲の見直しに至った経緯

上記「① 不動産流動化に係る不適切な会計処理について」に記載いたしました不動産流動化の会計処理の見直しの過程で、株式会社豊島企画を当社の子会社と認定したことに伴い、重要性があるため同社を連結財務諸表作成初年度である平成 16 年 8 月期に遡って連結子会社とすることといたしました。また、本件不動産流動化に際して機能した特別目的会社である Sanzan Holding、有限会社三山マネジメント、株式会社三山コーポレーションの 3 社を同時に連結子会社といたしました。

不動産流動化に関係する会社以外についても全般的な調査を行った結果、有限会社はるな計画の実質的な出資者が平成 14 年の同社設立当時の当社代表取締役社長であったこと及び同社の社長が当社の従業員であったことから、「財務諸表等規則第 8 条」に基づき同社を子会社と認定いたしました。この結果、同社の子会社である株式会社ラネット並びに株式会社ボーダレスを、重要性の観点から平成 18 年 8 月期に遡って当社の連結子会社として認定いたしました。

その他、今回の調査の結果、子会社には該当しないものの、関連当事者として認定することが適当である会社等が判明したため、その取引を財務諸表の注記事項である関連当事者取引として、併せて開示いたしました。

b. 連結子会社の範囲の見直しに至った原因

連結子会社の範囲の見直しに至った原因は、有価証券報告書等の作成に際して、連結の範囲を検討するため行う子会社群の洗い出しの調査方法に不備があったものであり、当社が従来より子会社と把握している会社以外に子会社に該当する会社の有無を調査するにあたり、貴取引所への新規上場時に実施した特別利害関係者についての調査結果に基づきその有無を把握していたことにあります。

具体的には、今回の過年度決算訂正以前に実施しておりました特別利害関係者の調査では、連結の範囲であり関連当事者の範囲でもある当社役員等が実質的に支配する会社に関するものが調査対象外であったため、名義上の株主が当社の取締役ではなかった株式会社豊島企画、株式会社ラネット及び株式会社ボーダレスが調査範囲から漏れる結果となり、今回の連結子会社の追加となったものであります。

2. 改善措置

(1) 不適切な会計処理を行った直接的原因（問題点）

今回の不適切な会計処理の発生の原因は以下の点にあると認識しております。

- ・不動産の流動化を実行した平成14年8月当時、当社は未上場会社であったとはいえ、当該流動化は当時の専務取締役（前顧問）、監査役（前取締役）、組織調整室長（子会社である株式会社ラネット、株式会社ボーダレス前代表取締役社長）の3名が、監査法人や弁護士事務所と相談しながら実行したものでありますが、財務諸表等規則や会計上の実務指針等への十分な理解を行わないまま、同3名だけの判断で実行され、会社としての組織的な体制による取り組みがなされず、適切な会計処理を行うことの重要性に関する認識の欠如、コンプライアンス意識の欠落等により、結果として適切な会計処理がなされなかったこと。
- ・その後の当社の株式上場時に、当該流動化の担当者からの情報の引き継ぎが行われず、会社として問題点の把握が出来なかったこと。
- ・連結財務諸表作成時、連結の範囲を決定するにあたって、上場準備の際に行った連結の範囲とは直接的な関係のない特別利害関係者に関する調査結果を利用していたことから、財務諸表等規則第8条第4項第2号及び第3項により連

結子会社とすべき会社が検討対象から漏れていたこと。

具体的には、これまで有価証券報告書等の作成時に、自己以外の名義で実質的に支配している会社について調査対象から漏らしていたため、今回の過年度決算の訂正の原因である株式会社豊島企画、及び連結子会社とした株式会社ラネット及び株式会社ボーダレスの親会社である有限会社はるな計画について当社の代表取締役社長（前代表取締役会長、現相談役）が実質的な出資者となっていたにもかかわらず子会社として把握できず、この3社が連結子会社として認定されない結果となったものであります。関連当事者の調査を厳正に行えば当該3社が連結子会社であることが有価証券報告書等の作成時点で判明していたはずであり、不備があったと考えております。

当社は、当社株式上場に関する一連の準備の中で、適切な財務諸表の作成を含む社内体制整備を実施してまいりました。

しかしながら、今回の不適正な会計処理が発生したことから、新たに以下の再発防止にむけた改善措置を迅速かつ誠実に実行してまいります。

（2）今後の改善措置

今回の事案を契機として、コーポレートガバナンスとコンプライアンス体制の一層の充実、強化を図り、同種の事案ばかりでなく不適正な業務執行を根絶する体制を構築するため、以下の改善措置を実行いたします。

① 適切な連結の範囲の調査及びその確定のための取組みについて

今回の連結範囲の見直しにつきましては、従来より子会社と把握していた会社については「連結財務諸表規則 第5条（連結の範囲）」に従って連結子会社の認定を適切に行っていたものの、連結の範囲認定のために行う子会社の洗い出しの調査方法についての不備により発生したものであると認識しております。

従いまして、子会社を網羅的に把握し、適切な連結の範囲を確定するため、「企業会計基準第11号 関連当事者の開示に関する会計基準」に基づき、以下の項目について該当事項の有無を調査するマニュアルを平成21年8月期末を目処に作成し、マニュアルに従って厳正に運用いたします。

なお、関連当事者の調査は、四半期決算の都度実施することとし、当該調査結果

については平成 21 年 4 月に新設する財務部の有価証券報告書等作成を担当する複数の者が内容確認を行い、その調査結果に基づき、経理部と協同し監査法人と連携しながら子会社及び関連会社の把握と連結子会社の認定を行ってまいります。

- ① 親会社
- ② 子会社
- ③ 財務諸表作成会社と同一の親会社をもつ会社
- ④ 財務諸表作成会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社（以下「その他の関係会社」という。）並びに当該その他の関係会社の親会社及び子会社
- ⑤ 関連会社及び当該関連会社の子会社
- ⑥ 財務諸表作成会社の主要株主及びその近親者
- ⑦ 財務諸表作成会社の役員及びその近親者
- ⑧ 親会社の役員及びその近親者
- ⑨ 重要な子会社の役員及びその近親者
- ⑩ ⑥から⑨に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社及びその子会社
- ⑪ 従業員のための企業年金（企業年金と会社の間で掛金の拠出以外の重要な取引を行う場合に限る。）

② 当該訂正で新たな連結対象となった子会社における関連当事者取引について

今回の連結範囲の見直しに伴い、新たに連結子会社となった会社と関連当事者との取引につきましては、本来、新規上場時に解消・整理すべき事項でありました。

当社といたしましては、企業経営の健全性の観点から平成 21 年 8 月期中に解消・整理を進めるとともに、開示を要する関連当事者取引については適切な開示をしてまいります。

③ 内部統制の強化

社長直轄の内部統制に係る専門部署を平成 21 年 4 月中に新設し、JSOX及びリスク管理に係る業務も取り込み、財務報告を含む内部統制を一元的かつ総合的に管理することができる体制を構築いたします。

また、内部統制担当役員が当該専門部署を管轄することにより、取締役間の相互牽制機能を強化いたします。

④ 財務と経理の分離

今回の不動産流動化に係る不適切な会計処理を行った原因は、財務に対する牽制機能の不備にあったことから、牽制機能強化等のため以下の対策を講じます。

現時点においては、経理部内で主に経理実務を担当する経理課と、主に資金調達及び資金管理を担当する財務課を組織しております。これを平成21年4月中に経理実務を担当する経理部と、資金調達及び資金管理を担当する財務部とに分離し経理本部内で二部体制といたします。これにより財務と経理の明確な分離を行い相互牽制の働く組織運用といたします。

また、現在経営企画本部が管轄している連結決算業務と財務報告に関する業務について、経理部との連携強化を図り円滑に業務を推進するため、経理本部の財務部に移管いたします。更に財務部に公認会計士等会計に関する専門知識を有する者を配置することで会計に関する知識のレベルアップとノウハウの蓄積を図ってまいります。

⑤ 監査体制の強化

監査役会の充実を図ることとし、常勤監査役の増員等を検討し、取締役への牽制機能を強化いたします。また、常勤監査役は、各部署の業務報告会にオブザーバーとして出席し、現場からの情報収集に基づく監査体制の強化にも注力いたします。

更に、社団法人日本監査役協会等の研修に全監査役が参加するものといたします。

⑥ 監査法人との連携強化

監査役、経理本部、新設内部統制部署、内部監査室、法務部の五者間で密接な連携、情報共有を図ることとし、3ヶ月に1回、五者間のミーティングを開催いたします。

また、五者間ミーティングに基づき、五者は、より迅速かつ適切で、正確な情報を詳細に監査法人に提供し、平成21年2月26日に異動した一時会計監査人である監査法人トーマツと連携を強化してまいります。

⑦ 内部監査機能の強化

平成21年8月期より導入された財務報告に係る内部統制評価について、業務上のリスクが発生していないか、全社統制から財務報告プロセスまで業務フローに沿った適切な整備がされているかをチェックリスト等に基づき検証するとともに、実

証性のテストにより現場レベルにおける内部統制の有効性を検証するものといた
します。

また、子会社、関連会社における内部監査強化のための具体策を平成 21 年 8 月
期期末までに検討し、来年度（平成 22 年 8 月期）を目処に当該運用を開始してま
いります。

⑧ 取締役に対するコンプライアンス研修

社員に対するコンプライアンス研修は人事部教育室及び法務部が積極的に実施
してまいりました。平成 20 年 1 月以降平成 21 年 3 月までの期間では、店長やその
代理職等を対象としてコンプライアンス体制等についての研修を 14 回実施いたし
ました。

取締役に対しては、全員に取締役の義務と責任につき、市販の書籍と監査役会で
作成した解説書を配布しコンプライアンスと経営判断に関する意識の啓蒙に努め
ております。また新任取締役には、常勤監査役が個別に、講習を行っております。

今後は、取締役のコンプライアンスに対する認識を更に深めるために、外部専門
家による取締役に対するコンプライアンス研修を年 2 回定期的に実施いたします。

⑨ 常務会の充実

取締役会規程、常務会規程で付議事項等に係る規定は整備しておりますが、実際
の運用上関係法令に抵触する可能性のある事案がすべて付議される運用にはなっ
ておりませんでした。

取締役会規程では、取締役は取締役会で 3 ヶ月に 1 回以上業務執行状況を報告し
なければならないことと規定しており、重要事項についての業務執行状況は毎月の
取締役会で報告する体制としておりますが、常務会規程には、常務取締役の業務執
行状況の報告を義務付けておりませんでした。

常務会付議事項について、常務会規程では、関係会社の役員の選任及び解任、重
要な組織の長の選任及び解任、一定金額の投融資及び債務保証、各部室の業務執行
に関する重要事項等と定めておりますが、平成 21 年 4 月の取締役会で常務会規程
を改定し、月 2 回開催される常務会で、常務取締役及び各本部長が最低月 1 回業務
執行状況を必ず報告することとし、内部統制担当役員が常務会に必ず出席すること
で関係法令に抵触する可能性のある事案はすべて常務会で把握できる運用といた
します。

更に、これらの事案が常務会、取締役会に、結果だけでなく、経過についても報告される体制を確保するため平成21年4月中に運用細則を整備いたします。

これらの事案が常務会、取締役会に報告された場合、当該事案の調査を、事案に応じて、新設内部統制部署、内部監査室、もしくは法務部に命じ、調査結果を社外の専門家等に諮問し、正式見解を求めるなど検証結果、対応実施状況を必ず常務会に報告させるものいたします。

報告を受けた常務会は、内容を検証の上、適正に処理するものとし、事案に応じて検証結果、処理結果を取締役に報告させるものいたします。

(3) 改善措置のスケジュール

今後の改善措置についての実施スケジュールは以下のとおりであります。

なお、「★」は当該改善措置の実施を予定している月、「→」は継続実施、「●」は実施のための準備完了の目処を示しております。

改善措置項目	21.3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	22.1	2
① 適切な連結の範囲の調査及びその確定のための取組みについて ・ 関連当事者マニュアルの整備、運用 ・ 関連当事者調査の実施			★			★	●			★		★
② 当該訂正で新たな連結対象となった子会社における関連当事者取引について ・ 関連当事者取引の解消・整備 ・ 関連当事者取引の適切な開示						→	●					
										★		
③ 内部統制の強化 ・ 内部統制に係る専門部署の新設		★	平成 21 年 4 月中に専門部署を新設									
④ 財務と経理の分離 ・ 財務部と経理部の二部体制		★	平成 21 年 4 月中に財務部を新設、経理本部を二部体制に変更									
⑤ 監査体制の強化 ・ 常勤監査役の増員 ・ 現場からの情報収集に基づく監査体制強化 ・ 全監査役の研修参加										★		
												→
												→

改善措置項目	21.3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	22.1	2
⑥ 監査法人との連携強化 ・五者間ミーティングの開催												
		平成 21 年 4 月より、3 ヶ月に 1 回ミーティングを開催										→
⑦ 内部監査機能の強化 ・財務に関する監査強化 ・子会社・関連会社の内部監査強化												
		財務報告に係る内部統制評価についての監査等の実施										→
		内部監査強化の具体策の検討、運用 ●										→
⑧ 取締役に対するコンプライアンス研修 ・取締役に対する研修の実施												
		外部専門家によるコンプライアンス研修を年 2 回実施										→
⑨ 常務会の充実 ・常務会規程の改定 ・常務会細則の整備												
		★ 平成 21 年 4 月の取締役会に上程										
		★ 平成 21 年 4 月中に整備										

3. 不適切な情報開示等が投資家及び証券市場に与えた影響についての認識

今般、過年度の決算を訂正するという事態になり、株主、投資家、取引先並びに市場関係者の皆様にご心配とご迷惑をお掛けし、また株式市場の信頼を損ねる結果を招きました。

上場会社として適時開示体制の重大な不備に起因する今回の訂正を重く受け止め、重大な責任があると深く反省いたしております。

平成21年2月20日付「代表取締役および取締役の辞任ならびに役員報酬減額に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、今回の過年度決算の訂正に対する経営責任に対して厳正なる処分を行うとともに、今回の事案を契機として、コーポレートガバナンスとコンプライアンス体制の一層の充実、強化を図り、同種の事案ばかりでなく不適正な業務執行を根絶する体制を構築いたします。

今後は、正確な情報開示と適正な会社運営並びに会社業績の向上を図り、全社一丸となって、市場と全てのステークホルダーの皆様からの信頼の回復に全力で努めてまいる所存であります。

以 上